

平成22年4月27日

株 主 の 皆 様 へ

株式会社ACCESS

第26期期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成22年4月27日開催の第26回定時株主総会において、第26期期末配当を実施することを決議し、平成22年4月28日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」であることから、「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」に当たらない部分がございますので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が、「みなし配当」の部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。他方、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください必要があります。

なお、株主の皆様が保有しておられる当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署等にご相談いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の配当金は、「その他資本剰余金」を原資としているため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。この配当金の所得区分は、税法の規定により、「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。
- ・ 「みなし配当」に該当する部分は、税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収をさせていただきます。
- ・ 「みなし配当以外」の部分は、配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。
- ・ 「みなし配当以外」の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がございますので、ご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には、当社株式の一部の譲渡があったとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・「みなし譲渡損益」の算出方法は、以下のとおりです。

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額の調整額}$$

（注）

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額}$$

$$\text{②取得価額の調整額} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合 (0.003)}$$

〔例〕 当社の株式を1株当たり200,000円で5株購入していた場合

①収入金額とみなされる金額

$$= (500\text{円} (1\text{株当たり配当額}) \times 5\text{株}) - (14.10793\text{円} \times 5\text{株}) = 2,429\text{円} (\text{円未満切り捨て})$$

②取得価額の調整額 = $(200,000\text{円} \times 5\text{株}) \times 0.003 = 3,000\text{円} (\text{円未満切り上げ})$

みなし譲渡損益 (①-②) = $2,429\text{円} - 3,000\text{円} = \Delta 571\text{円}$ (この場合はみなし譲渡損)

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法上の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりです。

$$\text{1株当たりの新しい取得価額} = \text{1株当たりの従前の取得価額} - \left[\text{1株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合 (0.003)} \right]$$

〔例〕 当社の株式を1株当たり200,000円で5株購入していた場合

$$\text{新しい取得価額} = (200,000\text{円} \times 5\text{株}) - (200,000\text{円} \times 5\text{株} \times 0.003) = 997,000\text{円} (\text{円未満切り上げ})$$

- ・証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整につきましては、お取引の証券会社にご確認ください。
- ・「特定口座」をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整いただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.003 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資本の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成22年4月28日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	14,107.93円 (小数点以下5位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合）	0.003 (小数点以下3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	190,338,984円

2. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）で、株主の皆様が通常の配当（利益剰余金を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について

(1) 「みなし配当額」については源泉徴収済みですので、原則として確定申告不要です。（税務上の配当所得として確定申告も可能です。）

(2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税につきましては、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございましたのでお取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

- ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- ② 特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため「確定申告」が必要となります。
- ③ 一般口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため「確定申告」が必要となります。

(3) 「取得価額の調整」が必要となります。

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行ないますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものではございますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きは、個々のご事情によって異なりますことから、全てを網羅するものではございません。

ご不明の点につきましては、末筆のご照会先までご確認くださいませようようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://jp.access-company.com/investors/stockdividend.html>）にも掲載させていただきます。

本件に関するご照会先

(1) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) その他一般的な事項に関するご照会

住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-176-417（フリーダイヤル）

受付時間 平日 午前9時～午後5時

以 上